

株式会社 早川書房 についての

報 告 書

昭和五十七年二月二十三日

弁護士 齊 藤 弘 殿

豊 田 有



友人堀晃氏が、早川書房によって、提訴された件につき、参考までに、私のことに関し、報告いたしたいと思えます。

一通例、出版社と作家との関係は、双互の信頼関係によってなされます。これまで、私の場合、出版社と契約書を取り交すことはあまりしませんでした。

本訴訟においては、口頭による契約の有無及びその内容ということが、争点になつていようであります。早川書房側の主張では、堀晃氏の非ばかりが、言上げされているやに見受けられますが、早川書房側が口頭で約束し、履行しなかつたケースを、こと私に關して列挙したいと思えます。

ご承知のごとく、早川書房は、我が国のSFのパイオニアであり、老舗でもあります。私は、昭和三十七年来、十九年間にわたつて、早川書房とつきあつてまいりました。新人時代から現在に到るまで、早川書房の原稿料は、他誌に比べてはなはだ劣悪の水準でしかなく、原稿の督促にあたつても苛斂誅求に等しく、そのため、私をふくめて多

くの作家、翻訳家が泣かされてきました。本件の訴因とは関係のないことなので、詳述することはひかえます。ただ、その間、契約書を交わすことはまつたくありませんでしたが、掲載するという口約束が、反古にされたことなど、枚挙にいとまのないほどでありました。

が、さしあたり、これも、短編の雑誌掲載という本件の訴因とはなれた事実なので、あえて詳述は致しません。もし、このとき、なんらかの形で、早川書房に異を唱えるか、あるいは抗議を発するかすれば、ただちに原稿の依頼を失う——俗にいうホサれてしまっていたに相違ありません。

二そこで、ここでは、私が対早川書房という関係において、単行本出版というケースについて体験した二例をあげるにとどめます。

(一) 私——豊田有恒は、早川書房から刊行された「ハヤカワ文庫SFシリーズ」において、「火の国のヤマトタケル」(昭和四十一年五月三十一日発行)および「出雲のヤマトタケル」(昭和四十九年四月二十日)を刊行しました。この間に、昭和四十六年七月号「S





Fマガジン」誌に、「ヤマトタケル誕生」第一部のみ百二十枚を執筆しましたが、第二部、第三部を書きおろしにより単行本として出版するからとて、第二部、第三部を執筆するようにと、口頭で依頼を受けた。

そこで私は、「ヤマトタケル誕生」の取材のため、昭和五十一年自費で福井県小浜市へ旅行し、帰京するや、早川書房小森氏に執筆を開始する旨、口頭で伝達し、執筆にとりかかりました。ところが、印刷会社のスケジュール多忙を理由に、一方的に単行本化を拒否されました。

(二)

私は、早川書房から、米国SF作家ポール・アンダースン氏のSF小説「天駆ける十字軍」「魔界の紋章」の翻訳を出版しました。SF作家である私は、他に翻訳小説の単行本を持たないほど、ポール・アンダースン氏の著作に惚れこんでいました。第三作めの長編小説として、早川書房森優氏より、アンダースン氏の「翼人戦争」の原本を手渡され、翻訳の依頼をうけました。私はとりか

かり、翻訳九十枚および、下訳による原稿三百余枚を完成し、今岡清編集長に出版の履行を求めたところ、誠意ある返事を頂戴できませんでした。

そうこうするうちに、同書物は、米国において版權が終了しているという事情のため、双葉社において、他の訳者により翻訳刊行されてしまい、そのままになりました。

上記二例は、明らかに、堀晃氏のケースとは逆に、早川書房側が、口約束を履行しなかつたケースに相当すると思います。

三、単行本における例だけを上申いたしました。この他、力の弱い執筆者を、早川書房側が、一方的に虐げてきた例は、いくらでも挙げられます。早川書房において、小説であれ、翻訳であれ、事前に単行本の発行部数、印税などについて相談をうけたことは、私ばかりでなく多くの執筆者が、一度も経験したことのないことでありましょう。劣悪な労働条件のもとで、早川書房側の要求だけを一方的に受諾し、いささかでも異を唱えれば、原稿の発注をさしとめられる——これが、



現状であります。私たち執筆者は、小説家、翻訳家をとわず、いさかでも、日本の出版文化の向上に寄与してきたと自負するところがあります。ところが、日本国憲法が禁止しているところの「なん人も奴隸的な苦役」に服してはならないという条文が、こと早川書房に限っては、現に反古にされているといえましょう。

四 私たち、個人の能力でしか生きる術のない作家、翻訳家の弱い立場を、ご理解たまわるよう、切にお願いするものであります。

友人の堀晃氏は、いわば、犠牲の羊とも申せましょう。私たちは、私利私欲のため堀晃氏を支援しているわけではありません。ことは、日本の出版文化の向上という大命題にかかわる重大な危機であります。

座興のような折に口にした言葉が、早川書房側の一方的な主張によって履行を迫られ、早川書房側が口にした、早川書房のいう口頭による契約なるものが、執筆者の犠牲においていつこうに履行されぬまま不問に付されている実情を一刻もはや改善せねばならないと、愚考いたします。

以上

東京都世田谷区北沢 4-1-25

電話 (466) 1519

豊田有恒

日本文芸家協会会員

日本ペンクラブ会員

推理作家協会会員

日本SF作家クラブ会員

政策研究会「科学技術の史的展開」ゲル

「プロ委員 (故 大平首相の諮問機関)